

奈良井公園自動販売機設置事業者募集
審 査 講 評

令和5年4月

岡 崎 市

奈良井公園自動販売機設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）では、令和5年2月10日及び令和5年3月30日に選定委員会を開催し、提案者の提案内容について厳正かつ公正な審査を行い、優先交渉権者を選定した。

本審査講評は、選定委員会におけるこれまでの審議、審査の過程及び結果について公表するものである。

令和5年4月26日

奈良井公園自動販売機設置事業者選定委員会
委員長 横山 晴男

—目次—

第1	審査体制	3
第2	選定委員会の開催経過	3
第3	審査の方法	4
1	一次審査	4
2	二次審査	4
3	優先交渉権者の決定	5
第4	審査の結果	5
1	資格審査	5
2	提案価格の確認	5
3	事業提案審査	5
第5	審査の講評	7
1	選定委員会が評した事項	7
2	審査の総評	7

第1 審査体制

本市は奈良井公園自動販売機設置事業（以下「本事業」という。）の審査にあたり、選定委員会を設置した。選定委員会では、提案者から提案された事業内容に対し審査を行い、優先交渉権者を選定した。選定委員会の委員は以下の通りである。

	氏名	所属
委員	横山 晴男	都市基盤部長
委員	浅井 隆	公園緑地課長
委員	岡田 晃典	企画課長

第2 選定委員会の開催経過

日時	会議名	主な議題
令和5年 2月10日	第1回選定委員会	・ 審査の流れについて ・ 審査項目について ・ 提案審査の配点について
令和5年 3月30日	第2回選定委員会	・ 優先交渉権者選定

第3 審査の方法

1 一次審査

提出されたすべての提案等について、以下の点について審査します。

(1) 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

(2) 法令遵守に関する審査

提案等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

(3) 本要項に照らし適切なものであることの審査

提案等が本要項に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・提案が、本要項で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・期間中の運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

2 二次審査

選定委員会では、応募者から提出された提案について評価の基準に基づき 審査を行い、点数の高い順に優先交渉権者及び次点を選定します。

なお、審査の結果によっては、優先交渉権者、次点の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

加點評価については、重視する項目を評価項目として設定し、これらに関して、優れた工夫や配慮がされている提案、その他、独自性、革新性の高い提案に対して、提案内容の具体性や実現可能性の観点から評価します。

加點評価の採点方法は、各評価項目について、以下に示す5段階評価により得点を付与します。

評価	評価内容	採点基準
A	秀でて優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	提案は評価する	配点×0.5
D	特に優れた点は見当たらない	配点×0.25
E	改善すべき点がある	配点×0

選定委員会の各選定委員の加點評価点を合計し、選定委員人数で割った値を提案点とします。

提案点 = 各選定委員の加點評価点の合計 ÷ 選定委員人数

小数点以下第3位の数字を切り捨て、小数点第2位までを点数として算出する。

総合評価点(100点満点) = 提案点(80点満点) + 価格点(20点満点)

価格点及び提案点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点とします。

合計が同一であった場合は、提案点の高い者とします。
なお、価格点の算定式は以下によります。

当該応募における価格

価格点＝ $\frac{\text{提案のうち最も高い応募における価格}}{\text{提案のうち最も高い応募における価格}} \times 20 \text{ 点}$

提案のうち最も高い応募における価格

価格点は、小数点以下第3位の数字を切り捨て、小数点第2位までを点数として算出する。

3 優先交渉権者の決定

本市は、最優秀提案を優先交渉権者として、また、次点提案を提出した者を次点者として決定します。

第4 審査の結果

1 資格審査

令和5年3月1日に募集要項等の公表を行い、令和5年3月27日に受付を行った結果、以下の1者からの応募があり、参加資格要件を満たすことを確認した。

(1) ダイードリンク株式会社

2 提案価格の確認

市は、事業者から提出された提案書に記載された金額（提案価格）が、基準価格を上回っていることを確認した。

3 事業提案審査

(1) 一次審査

市は、事業者から提出された全ての提案書類が、応募要項等に記載するすべての基礎審査項目を満たしていることを確認した。

以上から、要件を満たすことを確認し、一次審査を合格とした。

(2) 二次審査

事業者の提出した提案書の記載内容を基に審査委員会にて十分な議論を行ったうえで、各委員が5段階評価を行い、平均値を得点として付与した。

加点項目審査の結果は次の表に示すとおりである。

ア 加点評価

評価の視点	配点	結果
1 設置にあたっての考え方について	10	5
利用者特性等を理解し、提案されているか。	5	2.50
来園者の満足度向上への考え方が提案されているか。	5	2.50
2 実際に設置する自動販売機について	50	28.75
考え方に基づいた飲料水の自動販売機が提案されているか。（自動販売機の性能や商品ラインナップなど）	15	12.50
外装のデザインなど、市のPRや公園にふさわしいものが提案されているか。	10	1.67
防犯機能や災害時の対応、利用者特性の把握など、自動販売機設置に伴う付加価値の提案がされているか。	10	8.33
飲料水に限らないものの（食卓に並ぶおかずなど）自動販売機による提供や、自動販売機以外（四阿やベンチの設置等）で来園者の利便向上のための提案がされているか。	15	6.25
3 市の施策への協力について	20	11.66
SDGs 未来都市に選定された市が取り組む各種施策への貢献、協力等が具体化され、今後取り組む事業として提案がされているか。市が抱える維持管理への課題解決となる提案がされているか。（市が実施するフードドライブへの参加や、ゼロカーボン社会の実現に向けての協力など、当該公園から派生した市域への波及など。当該公園施設の更新など。）	20	11.66
		45.41

イ 価格審査

提案者の提案価格について、規定した算出方法に基づき価格点を下記のとおり算出した。

審査項目	結果
提案価格（税込み）	506,000 円
価格審査の得点	20.00 点

ウ 優先交渉権者の決定

選定委員会は、ダイードリンク株式会社を優先交渉権者に選定した。

評価項目	配点	結果
加算点	80 点	45.41 点
価格点	20 点	20.00 点
合計	100 点	65.41 点

第5 審査の講評

1 選定委員会が評した事項

審査項目	審査講評
設置にあたっての考え方について	遊びに来た子どもや、保護者に配慮した環境作り、子育て支援の利便性向上に取り組む提案を評価した。
実際に設置する自動販売機について	災害時に対応することが出来、非常時にも飲料を提供出来る点を評価した。 子育て支援として、紙おむつを提供出来る点を評価した。
市の施策への協力について	ゼロカーボンシティの実現に向け、消費電力量を削減する取り組みを評価した。

2 審査の総評

来園者へのサービス向上のため、飲料水等を提供する自動販売機を最大2台設置する事業者を募集し、公園の効用の増進に繋がっていきたいと公募型プロポーザルの実施となった。

今回、1者からの提案を頂いた。提案書の内容についても来園者に対するサービスなど創意工夫が盛り込まれ、敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げる。

選定委員会では、各審査項目について厳正かつ公正に審査を行った結果、ダイドリンコ株式会社を優先交渉権者とした。

今後、優先交渉権者が、市から設置許可を取得し本事業を推進することになるが、本事業をより良いものとするため、市と十分な協議を行い、提案内容を確実に実行することを期待する。また、以下の点について、今後さらなる検討をしていただくことを要望する。

- ・利用者のニーズに応え、商品を適宜入れ替えること。
- ・他企業等と連携し、公園が抱える課題解決に繋がることを実施すること。
- ・飲料水に限らず、四阿やベンチの設置等を行い、来園者の利便性を向上させることを期待したい。